

答 申 第 37 号
平成 27 年 8 月 27 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 吉川 直人

番号法に基づく市独自利用条例制定の方向性について（答申）

平成 27 年 7 月 3 日付け諮問第 37 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 本審査会の意見

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）は、個人番号の利用範囲や特定個人情報の提供を制限しており、加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（以下「条例」という。）は、番号法第 9 条第 2 項及び第 19 条第 9 号に基づく個人番号の利用や特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものである。

実施機関は、番号法に規定された事務と一体的に実施され個人番号を利用しないと事務に支障をきたすもの、他の行政機関等との特定個人情報の授受により市民の利便性が向上するもの及び市内の同一執行機関内又は執行機関間で、現在、本人同意や本審査会答申に基づき個人情報の目的外利用を行っているものなどについて、条例に規定するとのことである。

条例制定の基本的な考え方は、市民の負担軽減や利便性の向上、行政運営の効率化など、番号法の目的に沿うものであり、同法で認められた社会保障、税、災害対策その他これらに類する事務など個人番号の利用等の範囲内で、実施機関が適切に判断し当該条例に規定することについては、差支えない。